

地方自治法の一部を改正する法律の概要（総合区関連）

＜改正趣旨・経過＞

地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、第30次地方制度調査会の「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成25年6月25日）を踏まえ、第186回通常国会において平成26年5月23日に可決・成立したもの（公布日、平成26年5月30日）。

指定都市について区の事務所が分掌する事務を条例で定めること（指定都市制度の見直し）とするほか、中核市制度と特例市制度の統合、地方公共団体が相互に連携する際の基本的な方針等を定める連携協約制度の創設等の措置を講ずるもの。

指定都市制度の見直し

○区の役割の拡充

- ・ 区の事務所が分掌する事務を条例で定める。
- ・ 市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するものを処理させるため、区に代えて総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長を置くことができる。

- ・ 総合区長は、議会の同意を得て選任される特別職（副市長等と同様）。任期は4年。市長が解職可能。区民からの解職請求（リコール）可能。
- ・ 総合区の事務所が分掌する事務は条例で定める。
- ・ 総合区長は、区域に係る政策及び企画をつかさどるほか、法令等に基づく事務及び区域内に関するもので次の(ア)～(エ)について、市を代表して執行する。
 - (ア)区域のまちづくりを推進する事務
 - (イ)交流を促進する事務
 - (ウ)社会福祉・保健衛生に関して区民に直接提供される役務に関する事務
 - (エ) (ア)～(ウ)のほか、条例で定める事務
- ・ 総合区長は、総合区の職員の任免権を持つ。ただし、規則で定める主要な職員については、市長の同意が必要。
- ・ 総合区長は、自らが執行する事務に係る予算について、市長に意見を述べることができる。

施行期日

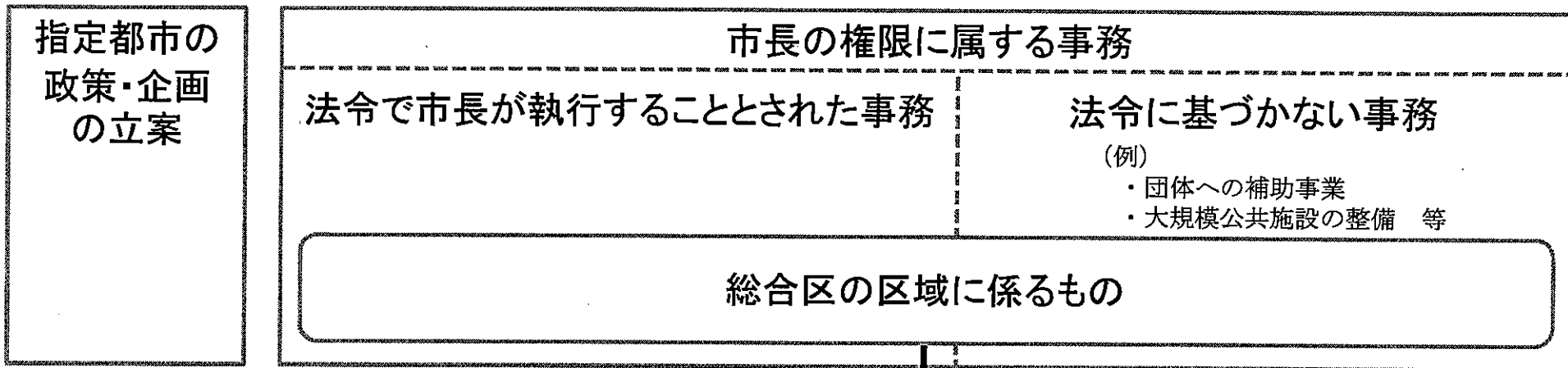
指定都市制度の見直し

公布日から2年以内で政令で定める日

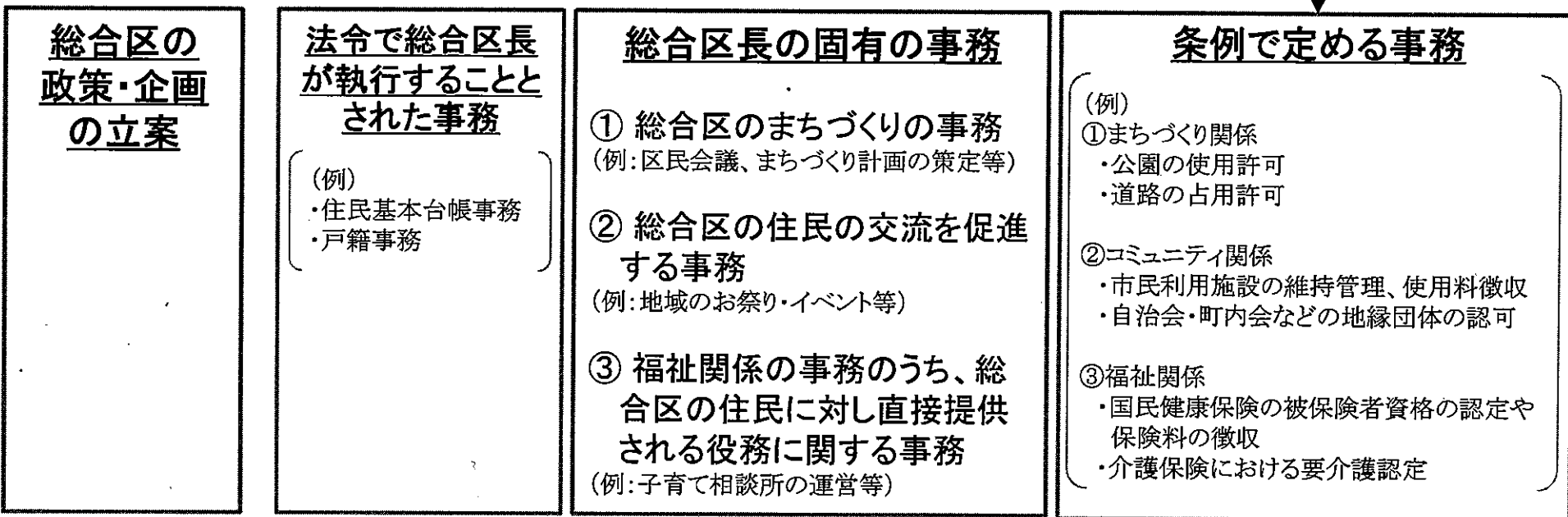
（総合区長の解職請求、総合区の会計管理者、選挙管理委員会に関する規定等、及び調整会議の総務大臣の勧告に関し必要な規定については、平成28年4月1日施行予定。）

総合区長が執行する事務

<指定都市の市長>



<総合区長>



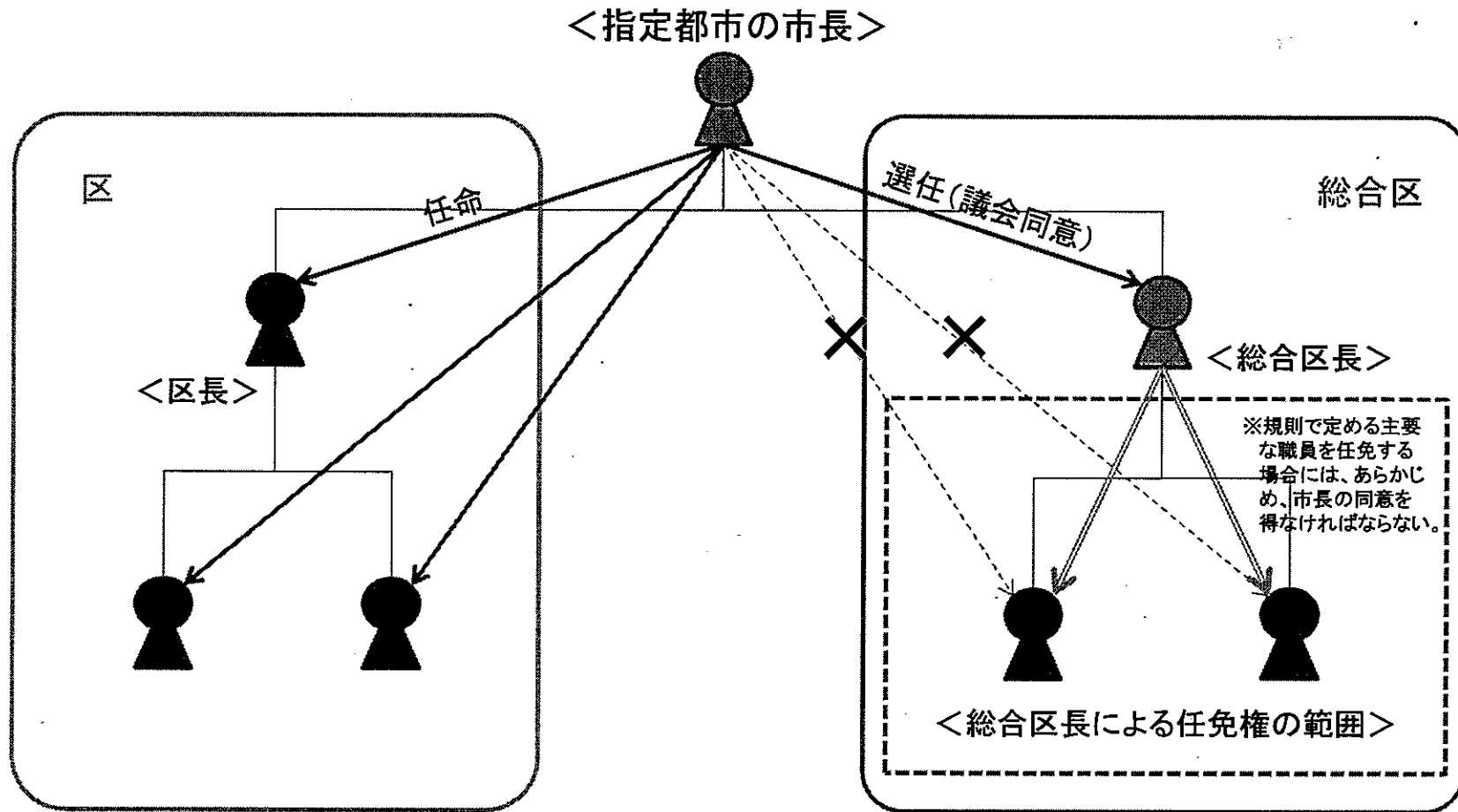
②

総合区と区の比較

	総合区	区	(参考)東京都の特別区
1 位置づけ	指定都市の内部組織	指定都市の内部組織	特別地方公共団体
2 法人格	なし	なし	あり
3 長	総合区長	区長	特別区の区長
主な事務	総合区の政策・企画の立案 総合区のまちづくり等の事務 市長の権限に属する事務のうち、 条例で定めるものを執行	市長の権限に属する事務のうち、 条例で定めるものを分掌し、補助 執行	特別区の政策・企画の立案 市が処理することとされている 事務を処理(上下水道等、一 部の事務は都が処理)
権限	職員任命権 予算意見具申権	—	職員任命権 予算編成権 条例提案権 等
身分	特別職	一般職	特別職
選任	市長が議会の同意を得て選任	市長が職員から任命	公選
任期	4年	—	4年
市長との 関係	市長の指揮監督を受ける	市長の指揮監督を受ける	—
リコール	あり	なし	あり
4 議会	なし (市議会の判断で区常任委員会 を設置する等の工夫が可能)	なし (市議会の判断で区常任委員会 を設置する等の工夫が可能)	あり


2)


総合区長の職員任免権の範囲



【共通①】競争試験及び選考(人事委員会が決定)

【共通②】給与、勤務時間その他の勤務条件(条例で定める)

 : 特別職

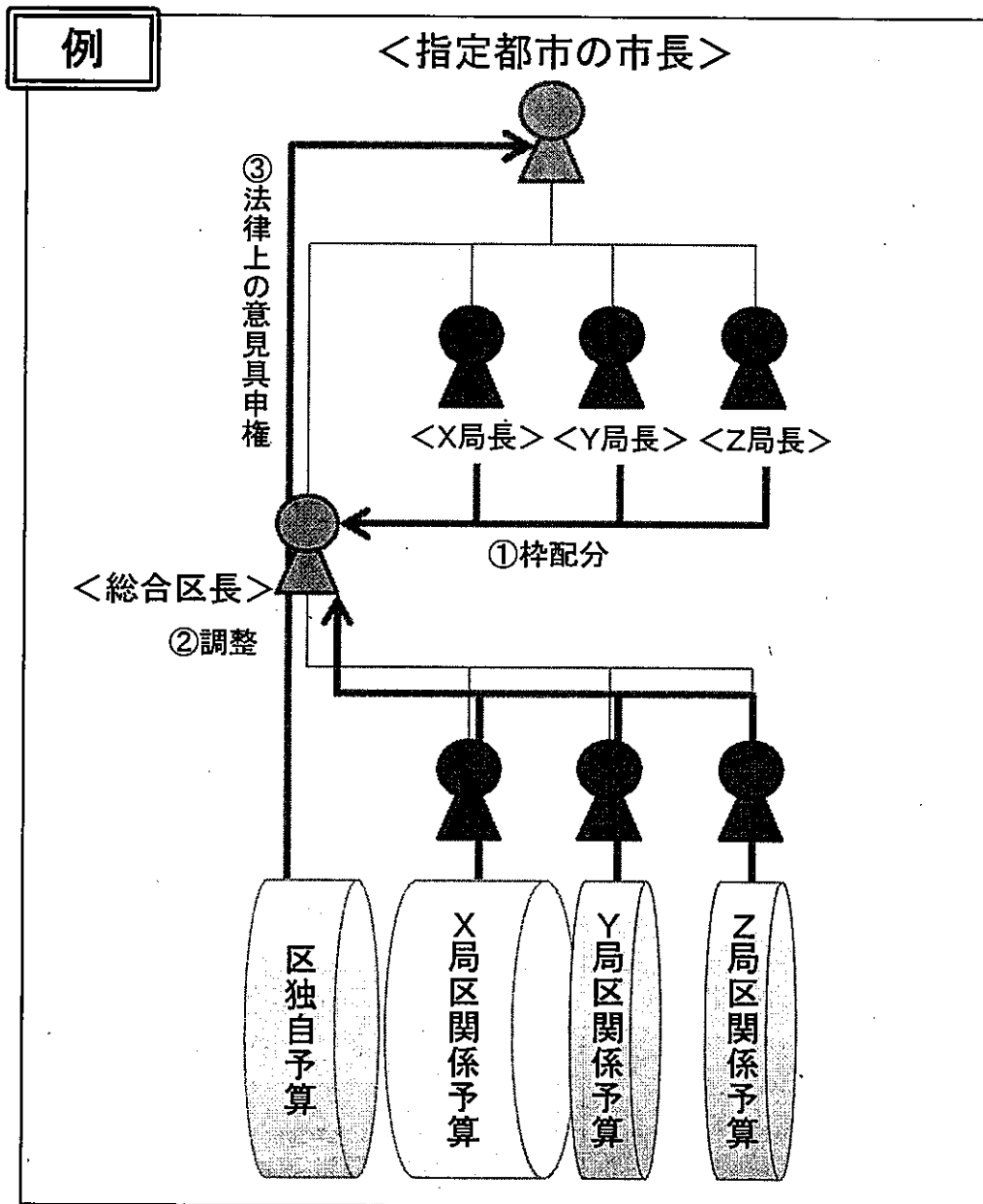
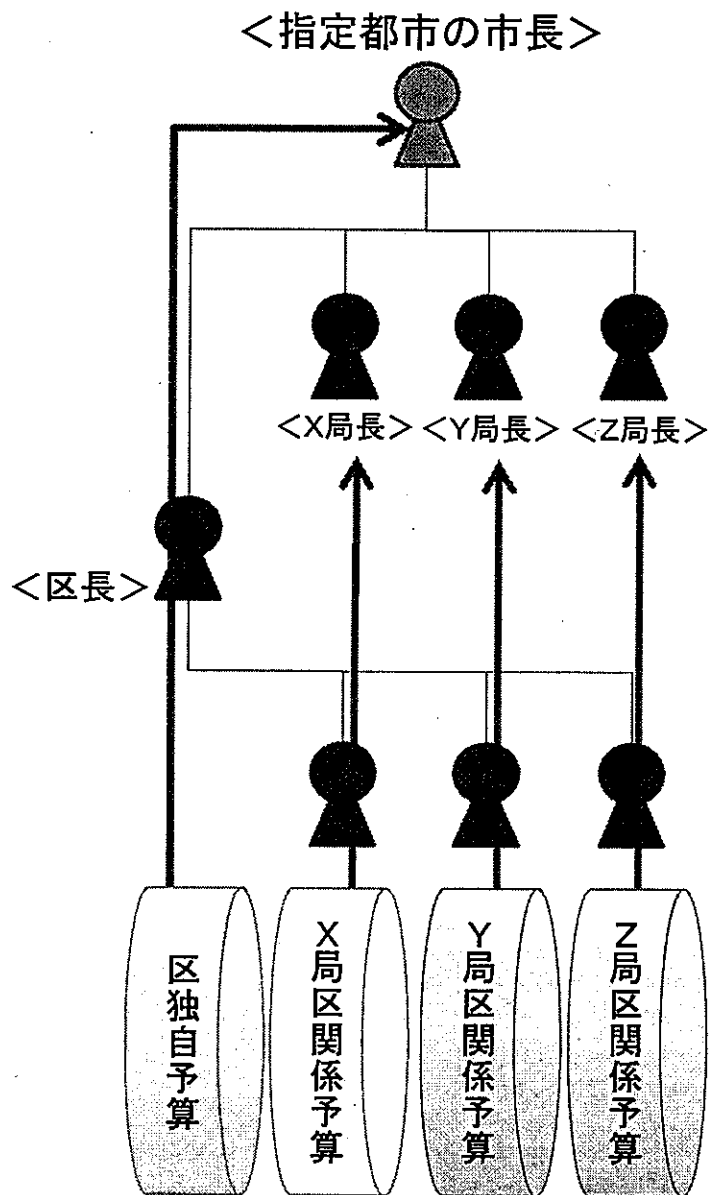
 : 一般職

 : 市長の任免権(任命や昇任等)

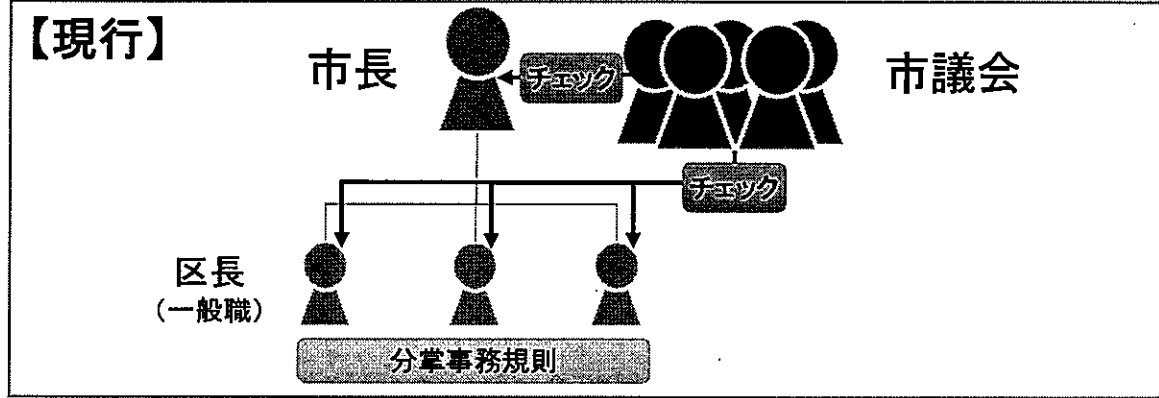
 : 総合区長の任免権(任命や昇任等)

総合区長の予算意見具申権

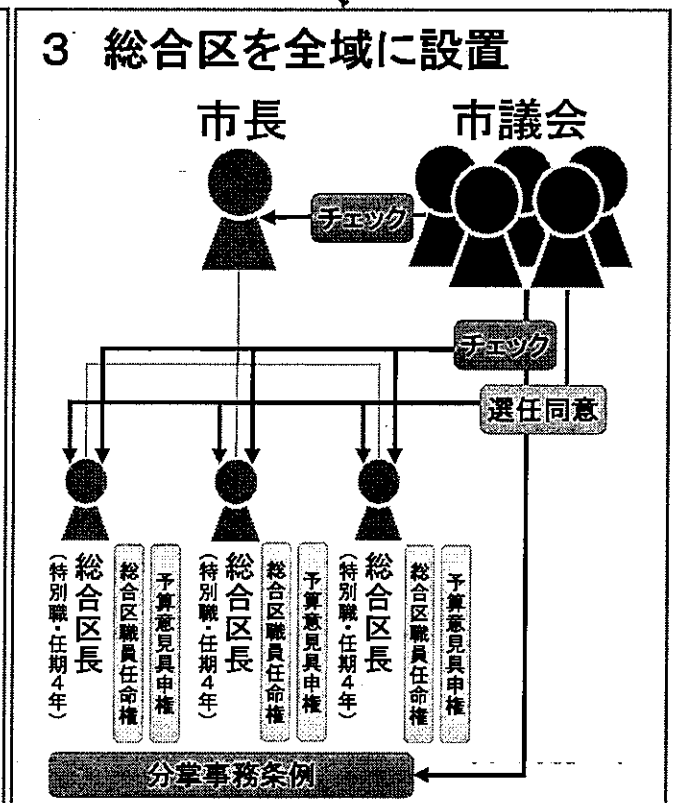
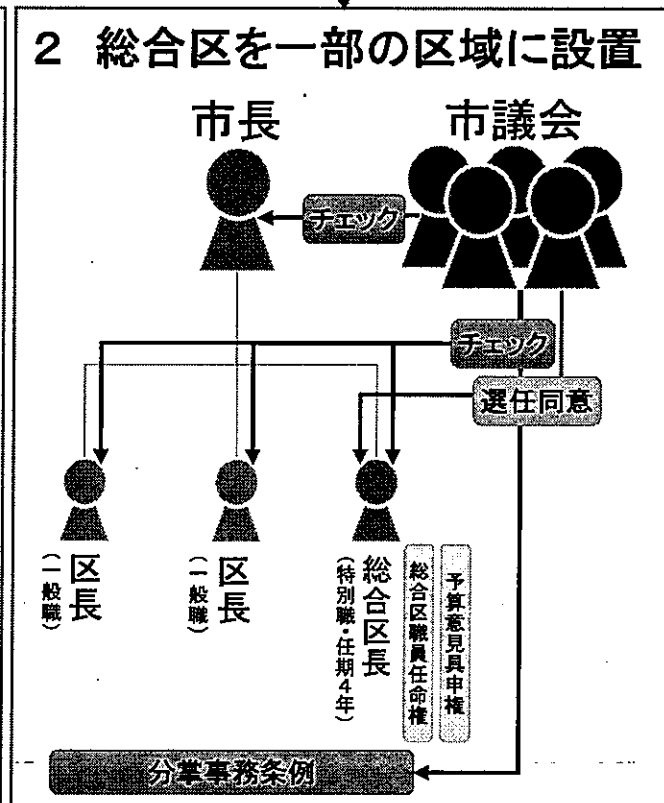
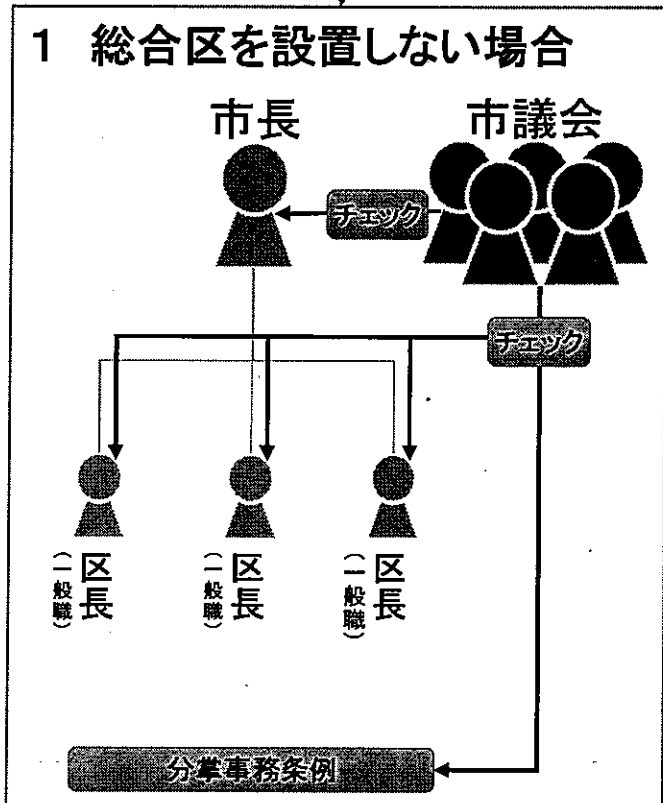
⑤



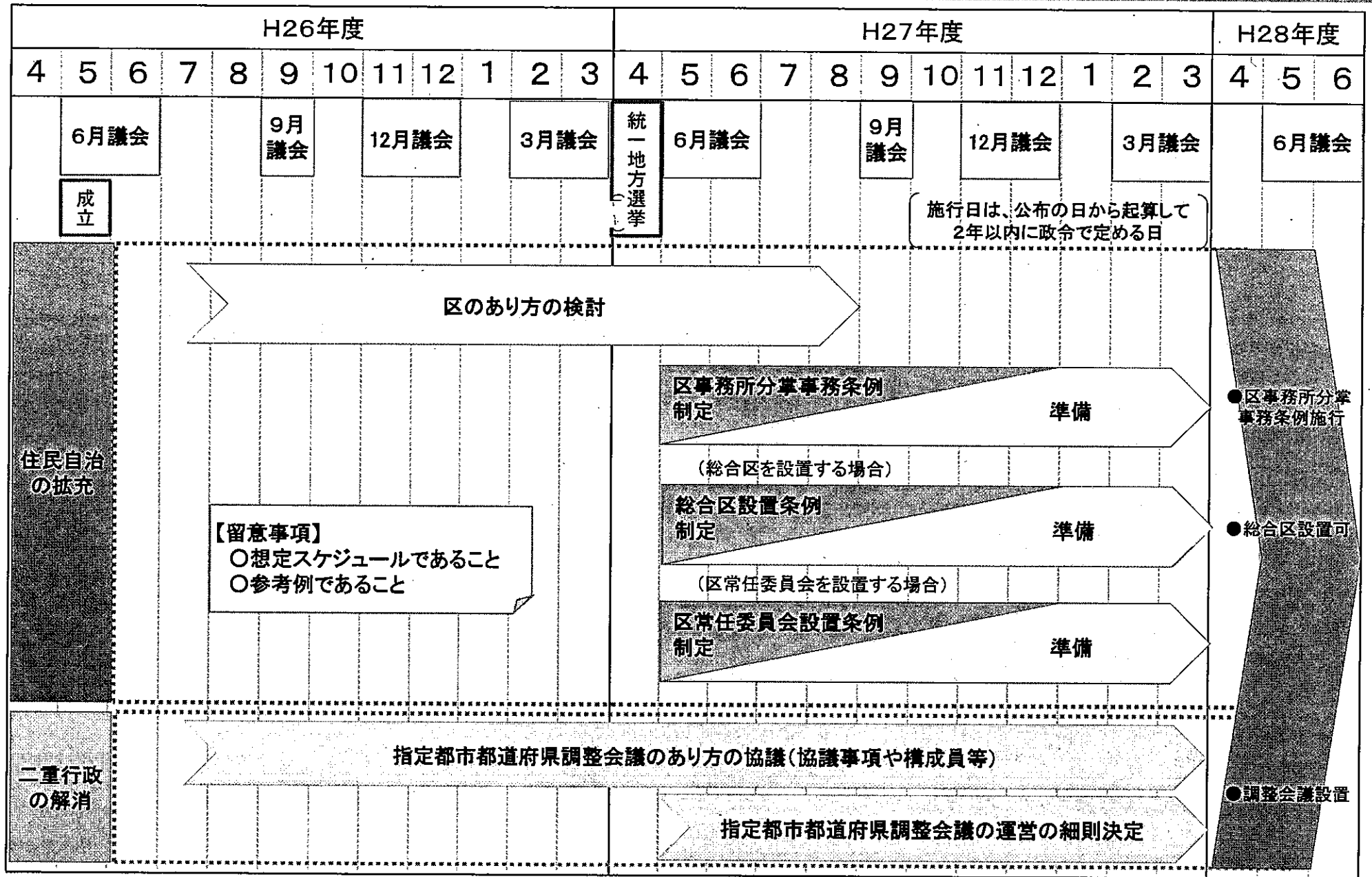
総合区の設置について



①



地方自治法の一部を改正する法律の施行日【指定都市制度の見直し関係】



⑦

読売

大阪市11区総合区に

3/27(9) Y14 自民市議団 都構想へ対案

大阪市議選(4月3日告示、12日投票)で、自民党市議団が掲げる公約の素案が判明した。現在の24行政区のうち11区を、改正地方自治法に基づいて区長の人事権や予算提案権などを拡大する「総合区」に格上げすることが柱。市を廃止して五つの特別区を設置する「大阪都構想」の対案として、市を解体せずに行政

改革や住民自治の拡充をアピールする狙いがある。素案では、格上げした総合区が中心となって、近隣の管理運営を一体的に行い、行政コストの削減を進めるとした。総合区長には副市長級の特別職をあて、産業振興など市の権限を移譲するほか、住民が予算編成に参加する仕組みも検討するとしている。

早ければ、まず2016年4月に都心部の北、中央区や人口20万人規模の東淀川、平野区のみずか2行政区を総合区に移行する計画。そのほかの格上げする行政区については今後、検討する。市議団幹部は「市を解体しなくても、行政の効率化は実現できる」としている。

市議選では、公明党府本部も、現在の24区を半数程度に再編し、総合区に格上げする地域版公約を発表している。

公立高校入試の内申点の評価方法をめぐり大阪府教委と大阪5社(社)市教委の方針が分かれている問題で、次期府教育長に内定している向井正博氏は27日の教育委員会議で、従来の方針を撤回し、同市を含む府内統一基準を新たに設ける考えを示した。今後、大阪府教委側にも理解を求めると。

大阪府内で統一基準設定へ

と述べ、来春入試に臨む新中学3年の内申点について、1月に全公立中学1、2年生を対象に実施した府内統一テスト(チャレンジテスト)の成績を参考に、5段階評定の分布割合を府教委が示す方針を明らかにした。4月にも市町村教委に通達する。内申点をめぐっては、同市が

中3の内申点

中3向けのテストを新設し、内申点に反映する独自ルールを今月決定。府内で「二重基準」となることが懸念されていた。一方、この日の会議で、陰山英男教育委員長が教育委員の辞職を申し入れ、全会一致で承認された。松井一郎知事が承認すれば、31日付で辞職が成立する。

産経

6/1

合区で自公に温度差 静観の維新、独自の共産

市議団各派の動き

市議会では、自民と公明がそれぞれ総合区の検討プロジェクトチーム（PT）を発足。ともに今秋をめどに案をまとめ、来年4月から一部の区でのモデル実施を視野に入れる。維新と共産も独自に勉強会を開き、議論に備える。

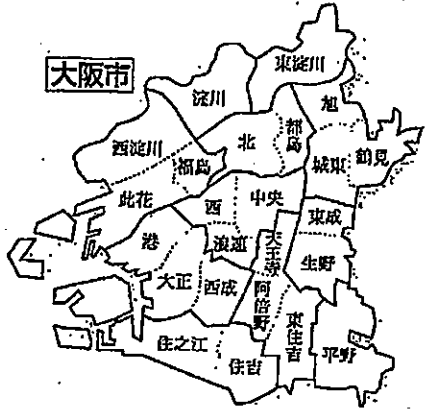
自民と公明はともに統一地方選の前に総合区導入を打ち出したが、双方の主張には隔たりがある。

自民案は、現在の24区のまま11区を総合区に格上げする「イレブンプラン」。まずは、税収の多い北と中央、人口が多い平野と東淀川からそれぞれ1区を、来春に総合区へ移行させる。

柳本頭幹事長は行政の効率化の必要性は認めながらも「総合区は内部組織の話であり、区ごとで行政サービスに差が出ることはない」。都構想でも区割りが住民の不安と反発を招いた一面もあったとして、合区には慎重だ。

対する公明案は、24区を11区に再編成

静観の維新、独自の共産



する＝図参照。

人口規模を1区20～30万人に設定し、東淀川、淀川、平野は現行のまま総合区へ移行。そのほかは、交通機関や文化、歴史背景を元に区割りした。

第1段階で単独区を総合区に格上する

点では、自民と歩調を合わせる考えだが、合区については、独自に掲げる議員定数削減(86→65)のためにも「避けられない」と辻義隆PTサブリーダーは言い切る。

「総合区を実践していけば、課題があることがわかるはずだ」と維新の大内啓治幹事長。ただ、議員の勉強会は行っており、「話し合いには応じていくが、自公にリーダーシップを取ってもらわない」と受け身を強調。

共産の山中智子幹事長も「否定はしない」としながらも、加速する総合区論に「拙速に案を出すべきではない」。区政会議の権限を強化する条例改正を進める独自路線を行う。

「(投票した)約140万人の市民は(今後の市政を)見ているということを実感した」。5月28日の定例会見で橋下徹大阪市長は、住民投票をこう総括した。

柳本幹事長は「物事が動いていることを市民に見せていけないといけない」と緊張感を高め、辻PTサブリーダーは開高健の著作を用いて心境を表した。「悠々として急げ、だ」。

大阪日日

3/3

総合区 宙に浮く？

6/8(日) 5時

橋下市長「議会案出てから」

自公「じっくりやればいい」

5月に行われた大阪市の住民投票で「大阪都構想」が否決されたことで注目を集めることになった「総合区」導入の議論が、早くも宙に浮きそうな進行を見た。橋下徹市長は



「じっくりやればいい」とし、議論は進んでいない。東京一極集中を前に地盤沈下が著しい大阪を象徴するかのよつに、政治の舞台でも改革スピードの低下が顕著になって

総合区と、現在の大阪市や京都市など政令市の「行政区」、東京23区を手本にした都構想の「特別区」との主な違いは、区長の権限や選任の仕方などが挙げられる。

政令市の行政区は市の内部組織。一般職の区長は市長が任命し、与えられた裁量の範囲で職責を果たす。名称は同じ「区」でも、独立した地方自治体のように選挙で選ばれた区長が自ら行政事務を執行する東京23区とは実態が異なる。

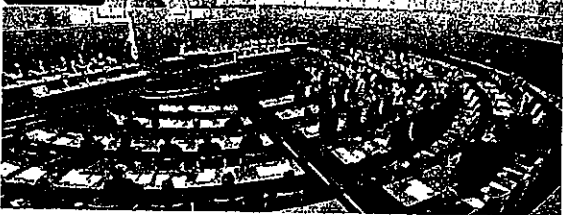
区長「準公選制」も可能に

都構想は、大阪市を廃止して新設した5つの特別区に中核市並みの権限を与え、区長や区議を選挙で決めようとする試みだった。

これに対し、総合区の区長は市議会の同意を得て選任される特別職になる。市の内部組織にとどまるが、自ら行政事務を執行でき、予算案に意見を述べたり、職員を任命したりできる。さらに区長を住民投票結果などを参考に決める「準公選制」も可能だ。

総合区長のイメージ

	総合区長	行政区長	特別区長
身分	特別職	一般職	公選職
任命	議会の同意を得て市長が選任	市長が任命	区民が選挙で直接選ぶ
職権	自ら行政事務を執行	市長に与えられた裁量の範囲内で執行	自ら行政事務を執行
根拠法令や例など	来年4月施行の改正地方自治法で実施される	大阪市、京都市、神戸市など全国20政令市	東京23区



「総合区をなんとか前に進めようという」。橋下氏が市幹部を集めた会議で検討を指示したのは投票翌日の5月18日だった。総合区は、住民に身近な行政サービス充実のため、政令指定都市の行政区を格上げする制度。都構想に反対していた自公も、住民投票の賛否が僅差だったことから市政改革の必要性は認め、総合区に関するプロジェクトチームを立ち上げて

具体案作りに着手した。「議会が積み上げて議論していきましょう」。19日に橋下氏と個別に面談した自民、公明の市議会幹部もこう応じ、「一時は市と市議が会が丸くなって導入に動かかと思われた。だが、その先が進まない。自公は「時間をかけて慎重に議論すべきだ」として、「市の権限配分の話なのだから市の考えも確認したい」と橋下氏側の出方をうかがっている。これに対し、市議会最大会派の大阪維新の会は「住民自治を深める都構想の形に、市を残したまま近づけられる」と前向きながらも、自公の案を待つ姿勢

だ。橋下氏も28日の記者会見で「(総合区に)意義はない。議会案が示されれば対応したい」と受け身の姿勢を強調。たった10日間の「心変わり」に、7月に人員を増やして課題整理を始める方向で動いていた市の担当幹部にも「市長の思いがどこにあるか分からない」と困惑が広がった。それでも、導人の議論を主導する責任を押しつけ合う状況だが、具体案作りを進める自公の意見の隔たりも大きい。自民は、24区のうち2区で試行したのち、計11区まで増やす「イレブン・プラン」を描くが、公明案は24区を再編する「合区」が前提。人口約20万、30万人の計11区程度に再編後、全区の総合区格上げを目指す。具体案取りまとめのスケジュールも定まらない。市職員や議会の一部は改正地方自治法が施行されて総合区実施が可能となる来年4月を目指し、「今秋の次期市議会までに」と改革を急ぐ。しかし、野党系からは「総合区以外の案件もある。市長の任期中の12月までに決めなければならぬ」と、橋下氏の政界引退を待たずと声を上げている。

7/18 Y. 2

維新、大阪市5総合区案

「都構想」の区割り踏襲

大阪維新の会(代表・橋下徹大阪市長)は、大阪市内24区を5区に再編した上で、より権限の強い「総合区」への格上げを目指す方針を固めた。市を降止して

5特別区を設ける「大阪都構想」の頓挫を受けたもので、9月の市議会までに具案を策定し、「ネオ都構想」(維新幹部)として打ち出す方針だ。

一方、橋下氏は「区役所の組織とある程度の規模がないと、権限を移すことはできない」とし、総合区の導入には「合区」が不可欠と指摘していた。市がなくなるわけではないため、維新内からは「都構想より住民の抵抗感は少ないはずだ」との声が出ている。

行政区、総合区、特別区 の比較	行政区		総合区	特別区
	位置づけ	政令市の内部組織	政令市の内部組織	特別地方公共団体(市町村と同じ独立した自治体)
区長の選び方(身分)	市長が任命(一般職)	市長が議会の同意を得て選任(特別職)	市長が議会の同意を得て選任(特別職)	住民による選挙で選出(特別職)
区長任期	—	4年	4年	4年
区長権限	—	市長への予算提案権・職員の任免権	市長への予算提案権・職員の任免権	予算編成権・職員の採用・条例提案権
区長のリコール(解職請求)	なし	あり	あり	あり

総合区は、政令市の区役所(行政区)の権限を強める制度で、区長は副市長らと同じく、議会の承認が必要な特別職となる。改正地方自治法により、来年4月から導入可能となった。関係者によると、松井一郎幹事長(大阪府知事)が維新市議団に具体案の策定を指示した。5総合区の区割りには、都構想の制度案に盛り込んでいた5特別区の区割りを踏襲する。

総合区制度は元々、自民党が都構想の対案として導入を主張。24区体制を維持したまま一部の区を総合区に移行させ、総合区長に近隣区を含めて管理運営させるとしていたが、この区を総合区にするかといった具案は現時点でまとまっていない。

ただし、実現には市長が条例案を市議会に提案し、可決する必要がある。維新としては、自民に先んじて具案を示すことで、11月22日投開票の市長・知事のダブル選の争点とする狙いもある。